

第8回教育委員会会議

1　　日時　　令和5年6月13日（火曜日）午後3時30分～午後5時05分

2　　場所　　大阪市教育センター5階　講義室

3　　出席者

多田　勝哉　　教育長

森末　尚孝　　教育長職務代理者

平井　正朗　　教育長職務代理者

翼　　樹里　　委員

大竹　伸一　　委員

栗林　澄夫　　委員

塩屋　幸男　　東住吉区担当教育次長

御栗　一智　　東成区担当教育次長

福山　英利　　教育監

川本　祥生　　総務部長

松浦　　令　　政策推進担当部長

上原　　進　　教務部長

飯田　明子　　生涯学習部長

大西　啓嗣　　指導部長

有上　裕美　　連絡調整担当課長

鈴木　慎一　　文化財保護課長

中野下　豪紀　教職員人事担当課長

比嘉 直子 生涯学習担当課長
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣言
- (2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名
- (3) 案件

議案第 53 号 大阪市文化財保護審査会委員の委嘱について
報告第 20 号 令和 5 年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について
報告第 21 号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について
報告第 22 号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について
協議題第 13 号 市立校園職員児童生徒表彰について
協議題第 14 号 「識字・日本語教育基本方針」について

なお、報告第 22 号については、会議規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することにより、協議題第 13 号、第 14 号については、現時点において、会議規則第 7 条第 1 項第 5 号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（4）議事要旨

議案第 53 号「大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

文化財は文化財保護法に基づいて国が指定するものと、地方自治体が指定するものがある。

本市では平成 11 年度に大阪市文化財保護条例を制定し、本市の区域内の文化財で、本市にとって重要なものについてこれまで約 300 件を市指定文化財として指定しているが、その指定に係る審議にあたって、同法第 190 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会に文化財保護審議会を設置しているところである。今回の議案は、同審議会の委員の任期満了に伴い、次期委員の委嘱について審議をいただきたい。委員の任期は同条例第 53 条第 5 項により 2 年と定められており、本年 7 月 1 日付で 17 名に委嘱したいと考える。

鈴木文化財保護課長からの説明要旨は次のとおりである。

市の指定文化財の候補案件を審議会にかけるにあたり、専門的な見識、技術に基づく文化財調査を専門的に学術的な位置づけで行っていく必要がある。調査をして市の指定文化財として適當かどうかということに関して諮問し、それに関して答申を行うという形の審議が通常である。これらについては、現状積み残しとなっている案件等も非常に多く、任期満了となる委員も引き続き委嘱し、指導、助言を賜りたいと考える。委嘱者については前回から引き続き 17 名の委員に委嘱と考える。今の委員は 1 期目であり、規定により再任は 1 回までと定められているので、今回再任で委嘱したいと考える。それぞれの専門分野、業績については、資料に詳細を記載しているが、文化財の革命な建築民族技術交流等、それぞれの分野に関して必要な委員の方に委嘱させていただきたいと思う。17 名のうち女性が 7 名となっており、年齢層は 50 代という、学者にしては比較的若い方から、70 代までの年齢構成で考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 今のご説明の中で、更新は1回だけとおっしゃったのですけれど、これは第40条で再委嘱または再委任には妨げないとありますね。

【鈴木文化財保護課長】 はい。

【森末委員】 これは1回だけということですか。

【鈴木文化財保護課長】 原則、規定によりますと1回ということになるのですが、特別な事情があれば、さらなる再任は妨げないという形になっております。

【森末委員】 そうではなくて、形式的に申し訳ないのですが、今気づいたのですけれど、審議会規則の第53条第5項で、審議会の委員の任期は2年とすると、これがありますよね。

【鈴木文化財保護課長】 はい。

【森末委員】 これが原則ですね。

【鈴木文化財保護課長】 はい。

【森末委員】 それで、この条例には再任用と全く書いていなくて、規則で書いてあると、そこまでいいですね。

【鈴木文化財保護課長】 はい。

【森末委員】 それで、第40条で委員を再委嘱または再任命はこれを妨げないと書いてあって、その再任は1回限り、1回の再任だけだとは書いてないので、本当に今おっしゃったことが正しいのかなというのが素朴な疑問です。

【川本総務部長】 規定上は確かに1回のみとはなっておりませんけれども。

【森末委員】 ですよね。

【川本総務部長】 全市的な基準で、大体にそんなに長くはという形で聞いておりまして、大体女性は4割以上と、それから、基本的には再任の場合は1回ぐらいという形で、ただ、特別にほかにいないということがあれば、そこは協議次第で構わないという形にはなっております。

【森末委員】 そうすると、規則上は何回でも再任できると書いてあるけれども、全市

的に1回にすべきだということで運用されていると。

【川本総務部長】 はい。そういう指導を受けております。

【森末委員】 そう説明していただかないと、説明が違うので。

【川本総務部長】 はい。

【鈴木文化財保護課長】 すみません。申し訳ありませんでした。

【多田教育長】 今の森末先生からのご指摘ですけれども、私の記憶ではガイドラインという形で運用をしていたかと思います。

【森末委員】 そうですか。

【多田教育長】 また説明もさせていただけたらと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第20号「令和5年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育振興基本計画に示す施策をより効果的に推進するために、教育委員会事務局に教育改革プロジェクトチームを設置し、それを基に各課題に応じてワーキンググループ等を毎年度、必要性を精査しながら設置している。また、教育委員の皆様方には、市長、教育長等、直轄組織会議体として記載の1番から5番の会議体に参加いただき、いずれの会議体についても、事務局としては、今年度も引き続き参加をいただければと考える。また、今年度設置するは、全部で21の会議体であり、新規の会議体は20番の学校園システム再編成ワーキンググループと、21番の服務規律の刷新及び人材育成手法の改善検討ワーキンググループとなっている。その下段に、今後の方向性や課題の検証結果を取りまとめるなど、一定の役割を果たした4つの会議体については、廃止や休止としている。また、昨年度の教育委員会会議において、新たにワーキンググループを立ち上げる際は検討の完了時期を設定し、メリハリをつけて進めることが必要であるとの意見を頂戴し、その意見も踏まえ、期限を設定することが

可能なものについては、新たに設置終了見込みを設定し、メリハリのある運営を心がける。それでは、昨年度から会議体の構成に変更があるものと、新規に立ち上げるものを中心説明をする。教育ビッグデータ活用検討プロジェクトチームについては、データを経年的に分析し、個々の学校の課題に応じた多面的総合的な支援を実施するため設置をしており、森末委員と平井委員にご参加いただいているところである。このプロジェクトチームには下部組織として作業部会を設置していたが、令和6年度の開設を予定している総合教育センターの機能の1つであるシンクタンク機能の充実に向け、プロジェクトチーム本体にて総合的かつ迅速に議論を進めるため作業部会を廃止し、構成員を精査した。続いて、学校園システム再編成ワーキンググループを新たに設置する。学校園のシステムの再構築にあたり、学校におけるさらなるホームのデジタル化、DX化を図るため、事業別の目的を再整理し、教育施策全体に最適化、再編成するなど、次期校務系システムの再構築に向けた検討を進めていく。次に、服務規律の刷新及び人材育成手法の改善検討ワーキンググループについてである。学校園において、令和4年度には7件の逮捕事案が発生し、今年度も既に複数の逮捕事案が発生するなど、本市教育行政の信頼を著しく失墜させる危機的な状況にある。教育行政に対する信頼を確保するためには、逮捕、処分事案の発生を抑制することが喫緊の課題であることから、服務規律確保に向けた方策を検証し、人材育成手法を改善することにより、学校運営及び組織力の向上につなげることを目的として、新たにワーキンググループを設置していく。引き続き、各ワーキンググループで課題解決に向けてスケジュール感を持って検討を進め、教育振興基本計画に示す施策をより効果的に推進していく。

報告第21号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

1月から3月にかけて受付をした6名からの計16件の意見・提案について報告する。番号1の意見提案はインクルーシブ教育に関するものである。特別支援学級の子どもが、特

別支援学級で授業を受けずに通常学級で過ごしているという課題に対して、一律の時間設定や、特別の教育課程の履行状況の確認等が提案された。教育委員会の見解としては、特別支援学級で学ぶ時間数については、個々の子どもの状況に応じた指導計画に基づいて実施するものであり、一律の時間設定にはなじまないとしている。特別の教育課程の履行状況については、指導主事の学校訪問の際に確認することとする。具体的な対応案等として、通級指導による指導の場の拡充を行うとともに、改めてインクルーシブ教育の考え方や進め方等を校長や教員、保護者向けに発信をしていく。

番号 2 の意見提案は、教育相談コーディネーターに関するものである。学校でスクールカウンセラーと連携する役割を担う教育相談コーディネーターを設置することや、ガイドラインの作成等が提案された。こちらの担当は子ども青少年局になるが、見解案としては、ガイドラインは令和 4 年度に既に作成・周知をしていることと、ガイドラインにおいて教育相談コーディネーターの役割は管理職が担うことが定められている旨を記載している。具体的な対応策等として令和 5 年度においてもガイドラインを周知するとともに、引き続き適切な教育相談体制が構築できるよう努めていくということとしている。

番号 3-1 から 3-5 は同じ方からの意見提案になる。番号 3-1 の意見提案は、学校事務職員の業務と事務主幹に関するものである。学校事務職員の業務が多岐にわたり繁忙なことや、事務主幹の若手中堅職員に対する指導についての問題提起といった内容である。教育委員会の見解案及び対応策としては、今年度の共同学校事務室の全市展開に合わせ、決裁事務の一部を効率化したシステム改修、こちらは令和 5 年 7 月頃の運用開始を予定していることや、業務の標準化、効率化を図ることを考えている。また、今回事務主幹に関しての意見についても今後、定例の事務主幹会議や、事務主幹への研修の場等を通じ、若手職員への知識や経験の継承とともに職員の丁寧な指導にも努めるよう、各事務主幹に伝えていく。

番号 3-2 の意見提案は、業務内容の変更が学校現場と乖離していることに関するものであり、共同学校事務室の先行実施や、不祥事防止の対応についての提案である。教育委員会の見解案及び対応策としては、共同学校事務室の先発組と後発組の温度差については、統括

室長がそれぞれの取組を共有化することで、全市的に標準化、効率化を図っていく。また、学校事務職員の不祥事の再発防止及び契約事務を厳正に行うため、令和4年度については、全事務職員を対象とした研修を7月に実施しており、令和5年度にはさらに効果的な研修内容を検討実施し、再発防止に努めていく旨を記載している。

番号3-3の意見提案は、人事評価制度と徴収業務と共同学校事務室に関するものである。評価者によって評価が変わることへの不信感等に関する提案である。教育委員会の見解案及び対応策としては、引き続き評価者研修を実施するなど、学校現場にふさわしい公平・公正で客観的な制度を構築し、人材育成や組織の活性化に取り組みたいと考える。また、共同学校事務室ができることにより、これまで教員が担っていた出納責任者の業務の一部を、共同学校事務室の事務職員が担うこととなり、負担軽減と適正な事務処理が可能となっている旨を記載している。

番号3-4の意見提案は、学校園のシステムの脆弱性に関するものである。教職員が利用するパソコンの動きが重く、仕事の効率が下がるといった内容である。教育委員会の見解案及び対応策としては、令和3年度末に、教育情報ネットワークの再構築に伴う問題として事務局も認識をしておるところであり、機器の更新、令和5年1月より、旧端末よりも高性能の端末に更新しているところだが、またこれとともにシステム上の処理の見直しにより対応しているというところである。

番号3-5の意見提案は、学校園の契約手続に関するものである。学校園における契約のルールについて時間を要することについての内容となっている。教育委員会の見解案及び対応策としては、契約の公平性や競争性の確保のためには契約担当者以外の職員による抽選は必要であるが、なるべくスムーズに抽選が行われるよう、複数選出するなどの工夫を行い、今後も引き続き運用を検討する記載をしている。

番号4-1から4-4は、同じ方からの意見提案になる。番号4-1の意見提案は、教育DXに関するものである。ICT機器に慣れていない教職員がまだ多く、本来の教育DXの趣旨が浸透するまでに至っていないといった内容である。教育委員会の見解案及び対応策とし

ては、ＩＣＴ教育アシスタントやＩＣＴ教育推進アドバイザーが学校を訪問するとともに、長期休業中には教員のスキルやニーズに応じたＩＣＴ活用研修を実施しており、1人1台学習者用端末の日常的な活用の定着に向けて取り組んでいる旨を記載している。

番号4-2の意見提案は、多様なスタッフ、会計年度任用職員等を採用することや、教職員の多様な働き方による教頭や事務職員の負担増に関する提案である。教育委員会の見解案及び対応策としては、月額の職員の勤怠管理のシステム化、会計年度任用職員等からの制度に係る問い合わせ先の一元化、教職員から問い合わせが多い内容をFAQにまとめる、通知簿の削減、好事例の共有など負担軽減に向けて取り組んでいる旨を記載している。

番号4-3の意見提案は、学校図書館の物理的な制約の改善策として、電子書籍の購入や学校間での貸借などの提案である。教育委員会の見解案及び対応策としては、既に電子書籍の提供を行っており、学校からの要望に応じて市立図書館の蔵書を学校に貸し出す事業も行っている旨を記載している。

番号4-4の意見提案は、就学援助のオンライン申請や徴収金口座振替に係る保護者の負担軽減、利便性向上に関する提案である。教育委員会の見解案及び対応策としては、オンライン申請機能を備えた就学援助システムについては、令和8年1月の稼働開始をめざしているが、口座振替の電子化やキャッシュレス決済等については課題があり、現時点での導入は検討していない旨を記載している。

番号5の意見提案は、オーガニック給食の実施についてである。無農薬や有機栽培の食材等を使用したオーガニック給食により、子どもの健全な成長の促進を図るといった提案となっている。教育委員会の見解案及び対応策としては、本市の学校給食は喫食数が多く、価格面や調達についての課題があることから、オーガニック給食の実施は困難であると考えるが、安全な給食の提供のために、年に2回残留農薬の検査を行い、安全性を確認している旨を記載している。

番号6-1から6-4は同じ方からの意見提案になる。番号6-1の意見提案は、学校事務職員の配置人数についてである。学級数や就学援助の人数等により、学校事務職員を1人、

2人と配置しているため、短時間勤務職員や複数校兼任職員等を活用し、1.5人の柔軟な人事配置ができるようにといった提案となっている。教育委員会の見解案及び対応策としては、再任用職員の短時間勤務希望者が少ないため、短時間勤務者の配置を前提として1.5人配置を制度化することは難しいと考える。具体的な対応策として、令和5年度から共同学校事務室を全ての小・中学校へ制度化し、学校事務職員が複数の学校の兼務発令を受けているので、事務を共同処理することで、事務の標準化、効率化を図れると考える。

番号6-2の意見提案は、学校の工事等補修業務についてである。専門知識が必要な工事等補修業務を学校事務職員が行うことにより、事務処理に時間を要するため、工事等の専門職員の部署を創設するといった提案となっている。教育委員会事務局の見解案としては、本市では都市整備局や教育委員会事務局の施設整備課に技術の専門職員を配置し、校舎の建設工事や修繕工事を担当しているが、軽微な修繕については、迅速な対応を重視して学校が担当することとしている。ただ学校が担う軽微な修繕についても、不明な点等がある場合は、施設整備課保全担当の技術職員が各学校の相談に乗るなどの支援を行っている旨を記載している。

番号6-3の意見提案は、校務支援システムの操作性、利便性に関するものである。不要な項目の入力や複数のステップが必要で、多くの時間が生じているケースが多く、長時間勤務問題にもなっているため、システムの構築、操作性の向上を図るなどの徹底を求めるといった内容となっている。教育委員会事務局の見解案としては、校務系各システムの更新については、長期契約で5年契約のため、大規模な契約の更新は令和8年度となり、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考える。提案いただいた入力の簡素化や操作性の向上については、システムの更新時期を目標に検討をしていく。

番号6-4の意見提案は、職員の勤務時間の設定についてである。校門の開閉時間等により、実際の業務時間との齟齬があるため、各学校への実情に応じ、学校園ごとに基本の勤務時間の設定ができないかといった内容となる。教育委員会事務局の見解案としては、学校園ごとの基本の勤務時間は規則で定められており、変更は難しいと考えられるが、校園長の職

務命令により、始業開始前に業務を行う場合は、勤務時間の変更を行うことはできるといった旨を記載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 実際、事務職員の仕事は多岐にわたり、多忙です。近年ではLMS、つまり、ラーニングマネジメントシステムが進められており、働き方改革に寄与することが期待されています。併せて、教職協働、つまり、教員と職員が連携しながら効率よく学校運営をしていくことが求められています。業者の方と対応する際、教学面だけでなく、事務職の校務も支援していただけるようなサービスは開発しないのかもっと積極的に投げかけてはどうでしょうか。8月には文科省から生成AIに関するガイドラインが出てくるようですし、それらも踏まえた上で、学校の校務についてあらゆる角度から精査していく時期ではないでしょうか。また、人手不足解消に向けた組織的な検討が必要だと思います。

【松浦政策推進担当部長】 はい。ありがとうございます。

【大竹委員】 私も個々の1点1点ということではなくて、全体的な見解というのはその方向なのだろうと思いますけれども、ちょっと気になるのが、例えば2-1と3-5、6-2というのを見て、何が気になるかというと、2-1というところについては、もうガイドラインが令和4年度にできているので、ちゃんとはっきりしていますというような回答なのだけれども、質問している人は、そのようなことを知らないから質問してきているだろうと思います。知っていればこの質問は出てこないだろうし、この回答を見ると、なぜそういうことをつくったにも関わらず、実際に作業する人まで理解されていないのかというほうが問題だろうと思います。それから3-5についても、それぞれ緊急の場合については、緊急特名リストというのがあるので、対応できるようになっていますよとルール的にはもうそうなっています、ということだけれども、この質問をしている人が、そういうルールがあるのだけれども、それでは足らないと言っているのか、そのルールを知らないからこういう質問が出ているのか。そういうことが、この3-5では少し問題だと思います。それから、6-

2の、学校でのいろいろな補修業務の見積り、これは確かに大変難しいので、もともとはそのすごく難しいことまで、それぞれの学校でやってくれと言っている話ではなくて、必要なことはちゃんとこの事務局、あるいは、そういった専門の部署があるからそこに相談してくれよと言っているのだけれども、そういうことを知っていて、尚且つこういう質問が出てくるものなのかな。この質問が出てきたことについては理解できるのだけれども、もう既にそういった仕組みができているという中で、やっぱり質問が出てくるのは、今の仕組みが問題なのかあるいは、そういった仕組みをうまく使うことが、知らないから出てきているのかと。そこをはつきりしないと回答の仕方というのも違ってくると思います。是非この回答を返したときに、これでその質問者の方が、ああ、これでこういう方法があればできるねというふうに納得していただければいいのだけれども、このルールに乗っ取ってやってくださいと言ってもやっぱり問題だということがあるとしたら、さらに検討しなくちゃならない。単にルール、あるいは仕組みを知らないから質問しているのか、仕組みを知っていても尚且つ問題だから質問しているのかというところを、ぜひ回答を返すときに、少し提案者と確認していただければありがたいと思います。

もう一点ですが、この事務職員の中で、確かに人手不足ということもあって、共同学校事務室というのがこの中でも議論になって、方向性は良いと思いますが、共同学校事務室というものについても、本当にうまくいくのかなと現場の学校の事務職員の方は心配されているので、ぜひこういった共同学校事務室の設置の効果ですね、こういうことをしたからちゃんとこうなっていますよ、ということを成功事例として、こうなって改革されています、ということをできるだけ早く評価の結果として把握して、それを事務職員に返すと、そういうことによって、少しづつ、ああそうすればさらに事務が改善されてきているのだなというのが実感できるので、ぜひこういった施策についての評価を早く検証して、実際に作業している人にフィードバックをしていただきたいと思います。個々の見解については、そういう方向なのだろうと思いますけれども、全体を見て少し最初の1点で言ったように、質問されている方がそういったルールを知らないのか、知っていても問題なのかということはちょっとよ

く分からないので、そこら辺を少し詰めていただければありがたいと思います。

【松浦政策推進担当部長】 はい。分かりました。回答を学校園にお示しする際に、いだいた意見を踏まえて、その辺りもしっかり丁寧に説明するようにさせていただきます。

【多田教育長】 はい。栗林委員お願ひします。

【栗林委員】 松浦部長、非常に丁寧に説明いただきて、非常に分かりやすかったと思います。ありがとうございます。分かりやすく説明しようとすればするほど、矛盾に満ちてくるという側面もあると思うのですね。ある人々は、労働時間が非常に厳しいと感じ、もう一方は合理化のための機会を得ているよというふうに感じている。だけど実態としては、何も大阪だけに限りませんけれども、全国で子どもたちの数が減っていっているという、この傾向は当分収まることはありませんよね。それで、私は否定的な意味で言おうとしているのではなくて、大阪のように非常に大きな都市だからこそこうした矛盾が出てくるのだと思います。それで、やっぱり最終的には、その事務の人も今の勤務をやっぱり少しでも効率的に対応できるようにしていただきたいといけないし、教員は子どもたち相手に対応しているわけですので、厳しい状況にあるというような訴えは非常によく分かるのですけれども、全体としてこれから日本を考えると、やっぱり子どもたちのためにならないと、いったい誰のためにやっているのだと。国をどう栄えさせていくかというのが非常に重要で、さらに今我々が住んでいる宇宙の外にさらに宇宙があるというような理論も出てきているわけで、ある日突然私たちが一体として、どういう状況になるかわからないことがあるかもしれない。こうした中で、やはり一歩でも充実した、中身が伴った教育をしていくということが非常に重要なのだと考えています。そういう関係からすると、今説明いただいた内容がいろいろ矛盾に満ちていますけれども、こうした点をポイント化して、何が重要なのかということをポイント化して絞っていければ、非常に将来の学校教育にプラスに働く、そういう側面があるのではないかとはいう気がいたします。それで、これまで東京中心に国もやっていきましたと、何といっても東京は首都であるし、人口も一番多いわけですから、と言っていましたけれども、私はこれから日本を考えると、大阪の可能性というのは非常に大きいと感じてい

るのです。それで、大阪、大阪と言ってうるさく言うのですけれども、やっぱり可能性のあるところからしっかりと取り組んでいくと。牽引していくということが非常に重要な要素というのもあると思っていまして、これは私個人の考えですけれども、一貫して大阪の可能性というのは、万博も近づいていますけれども、恐らく万博が終わった後は、大阪はまた別の顔を見せるようになって、子どもたちもその影響を受けるようになるのだろうと思うのですね。だから、私たちはちょっとでも楽しもうというのも大事ですけれども、みんなで協力して良いものをつくっていこうということもさらに大事だと思います。大阪はその機運がやっぱり全体の中で出てきている。これ、私は教員養成の中ですっと言つてきましたけれども、私に賛成してくれたのは北海道だけでしたよ。そういうところの人たちはやっぱり自然にものを見ていると言いますかね、大阪はそれに非常に近いと私は思います。これはやっぱり何とかつくりあげていくべきではないかということを感じておりますので、私は今できること、お手伝いできるものがあればぜひ、子どもたちのために一緒に力を合わせていけたらと改めて考えています。この中にいろんな矛盾があるということは、それは教育として見れば、矛盾しているという考え方もあるかもしれませんけども、これはやっぱり人が多いということとエネルギーがあるということの反映でもあるのですよね。だから、そこを子どもたちのために生かすという何か道を考えることができないかなと、私は個人として感じているところで、よろしくお願ひいたします。

【巽委員】 今回1月から3月まで16名の意見提案があったということで、まずこういう意見ができる場があるというのは現場の声が吸い上げられてすごく良いことかなと思っております。まず、全体なのですけれど、回答として今後検討していくとか見直していくということを書かれていることも幾つかあると思うのですけれど、その1回のキャッチボールの後がちょっとどうなっているのかなというのが、我々もこの検討をしていきますということで終わって、その次の動きがなかなか見えないので、検討してどうなったのかというのもまた教えていただきたいなと思っております。

具体的なことですけれど、7ページの3-4について、私がもし現場で働いていたら、タ

方にパソコンが重くなつて、多分皆さんが一斉に仕事をする時間だと思うのですけれど、一気に重くなつていたので、データ処理が遅くなつたりして効率が悪くなるのかなという、こういったハード面ですけれど、システムの更新時期を待たずに、こういうのはできるところからどんどんこのように改善していけないのかなと個人的には感じました。なかなか予算の問題であつたりとか時期の問題で、途中で改善するのは厳しいかもしませんが、やはりこういうデータ処理が遅くなつたりとか効率が悪くなると、本当にモチベーションも下がつてくるのではないかなと感じました。それから、最初の特別支援学級のことでご意見をいただいて、ちょっと内容が変わつてくるかもしれないですけれど、本当に教育的支援を必要とする生徒が年々増えてきているのは私も感じておりますし、いろいろ文科省や国のガイドラインであつたりとかもあるのですけれど、国の平均以上に、大阪はこういった配慮が必要な子どもが確かに多かったと思うので、何かこう大阪市独自で、特別支援学級の在り方というものを少し検討されてはどうなのかなと思っております。特別支援学校は府に移管されたと思うのですけれど、私も支援学校のほうに行くことがあるのですけれど、結構重度の障がいの方も多くて、いわゆる発達障がい、なかなか目に見えないような障がいの生徒さんも本当に増えているというのは肌で実感しますし、なかなかクラス1人の担任の先生で対応するというのが、本当に厳しいだろうなと感じていますので、ちょっと趣旨は変わるのでけれど、今後大阪市として特別支援学級の在り方というのを検討する必要があるのではないかなと、個人的には思いました。

【松浦政策推進担当部長】 お答えします。すみません、1つ目の、検討しますと回答をした事項についてその後どうなつているかという分になりますけれど、この制度は昨年度から始めまして、1学期と2学期にやつて、その中でも検討しますと言つたり、直近で言いますと、修学旅行の徴収金を旅行業者で集めるという提案も、他都市状況を調査した結果やつぱり難しいのではないかという結論に至つたものもあれば、そのままちゃんと検討に向かって進んでいるものもあります。ただ、それをご指摘いただいたように、返す場が今のところ検討していなかつたので、そこも含めて過去にやり取りした部分がどう進んでいますよと

いうのも含めてどこかの場で皆さんにお返しできるようにちょっと考えていきたいと思います。特別支援学級の在り方につきましては、この間も通級指導の方向性についてご説明をさせていただいてまいりました。それも含めて先ほどご説明したワーキングの中にも、障がいのある子どもの学びの充実に関するワーキングというのがありますし、その通級指導の在り方であったりというところも含めて検討していっているところでございますので、また、いただいたご意見も踏まえて、この場で検討させていっていただければと思っております。

【森末委員】 13 ページで、年2回の残留農薬の検査を行っていらっしゃったそうですね。それはいいのですけれど、これは、いつ誰がどんなふうに行っているのでしょうか。

【慶保健体育担当係長】 每年ですね、年2回ですが、使用する食材を業者から入手しまして、それを委託している検査機関のほうに持っていかせていただきまして、そちらのほうで検査をしていただいているという工程でございます。

【森末委員】 ここでその議論をするのもあれですけれど、そうすると抜き打ちでやっているのかとかいうことがありますね。業者が食材をこんなのを使いましたと出すときに、残留農薬が残っているようなものをサンプルとして出すわけがないので、本当にこれに信用性がありますと言えるようなやり方をやっているのかという話なのですから、その辺はいかがですか。

【慶保健体育担当係長】 事前に予告とかはしておりませんので、直近で、今回検査でこういう食材が欲しいということで、業者の方から食材を入手して検査機関に出しております。

【森末委員】 そうすると、その給食を作る現場ではなくて、材料を納入する業者からもらうと、そういうことですね。

【慶保健体育担当係長】 はい。左様でございます。

【森末委員】 そういうやり方は一般的なのですか、大阪市に限らず。

【慶保健体育担当係長】 申し訳ございません。ちょっと他都市の自治体までは把握しておりません。他都市によっては、大阪市のように全市統一の献立とかではなく、学校ごと

に献立を定めているところもあろうかと思います。食材も一括調達を大阪市はしておりますが、他都市によっては学校ごとの調達もございますので、ちょっと他都市のその検査の実態というのは存じておりません。

【森末委員】 その検査はどんなふうにしなさいとかいうことは、国のはうで何か決めているものがあるのでしょうか。

【慶保健体育担当係長】 そうですね、文科省の基準でございまして、文科省の基準で、教育委員会が設置する学校について、定期的に原材料や加工食品について非化学検査を行うこと、ということが定められておりまして、それに基づいて大阪市では検査を実施しているところでございます。

【森末委員】 なるほど。もちろんこのお答えとしては 18 万食という数で、その意見提案のように、全てに無農薬、有機野菜を使うのは無理だけれど、それで答えを出しているのですけれど、年に 2 回残留農薬を行ったので大丈夫ですというのであれば、その検査を信頼してパターン化できたやり方をしていただくように考えていただきたいなと思います。今お聞きすると、本当にそれでいいのかなとちょっと思いますので、その辺りをご検討いただけたら。

【多田教育長】 本日、件数もたくさん挙がっていることもございまして、その中でやはり現場での困り事であったり、また業務の改善の提案であったり、いろいろな疑問点が増えてきて、今後、今日お答えを整理したものについて、先生方のご意見の中にもありましたように、ちょっと掘り下げて、その後報告の関係で、またその後議論が必要なものがあればまた議論して、それで、改めるところは改めて、この場でご報告するだとか、そのような感じで進めることができればと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

報告第 22 号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、第三者委員会による初動調査の結果を踏まえ、当該児童生徒の保護者から詳細調査の実施希望があったものである。また、本事案については、保護者から第三者委員会の事務局業務を教育委員会が担うことについては否定的なご意向が示されたため、市長部局において、第三者委員会関係事務を所管している総務局との協議を経た上で、令和5年5月24日付で、市長による諮問が行われるに至ったものである。調査審議の範囲については、事実関係の調査、学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討とし、これらの点に関する意見を取りまとめ、市長及び教育委員会宛に答申をいただくよう諮問されている。今般の諮問を受け、令和5年5月24日に第三者委員会に部会が設置されており、本事案の詳細調査は当該部会により実施されることとなる。今後、6月中をめどに、第1回部会会議が予定されている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 今日は、教育委員会ではなくて、市長部局でということで要望されたのですね。

【川本総務部長】 はい。

【森末委員】 何かあったのですかね。

【川本総務部長】 やはり学校に対する不信と、担当指導主事も教育委員会から来ているということもありますて、その辺りの不信感かとは思いますが。

【森末委員】 そうですか。その希望でそのとおりですけれど、総務局が担われるということですね。

【川本総務部長】 はい。

【森末委員】 どういう担当でしたでしょうか。

【川本総務部長】 監察部というのがございまして、内部監察ですか、公益通報を担当しております。

【森末委員】 ありがとうございます。

協議題第 13 号「市立校園職員児童生徒表彰について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立校園職員児童生徒表彰の実施方法について、昨年 10 月の教育委員会会議において、ここ数年、全市一律の式典については、コロナを理由に実施していないことだが、働き方改革の一つとして、これを機会に検討してはどうか、とのご意見をいただき、その後検討を進めてきた内容を説明したいと考える。まず、その実施状況であるが、児童生徒表彰、教職員表彰とともに、毎年 11 月 3 日、文化の日の祝日と、2 月中旬の土曜日の、年 2 回実施をしており、それぞれ学校園への推薦依頼の送付や、保護者への紹介を経て、事務局にて審査選考を行っている。児童生徒の文化スポーツでの実績については、事務作業上、8 月までの実績が 11 月 3 日の表彰対象となり、主に 9 月以降の秋の大会での実績が反映できないために、2 月にもう一度表彰を行っているものである。また、令和元年度までは、全市一律での式典を実施してきたが、令和 2 年度以降は、新型コロナ感染拡大防止の観点から、全市一律での式典は実施をせず、全校集会等にて伝達をするなど、各学校園において実施をいただいているところである。今後の実施方針について、各学校園における推薦の手続などの事務負担の軽減や、休日の式典実施における関係の教職員の引率等の負担軽減など、働き方改革の観点を踏まえ、実施方法を変更していきたいと考える。まず、これまで 11 月と 2 月の年 2 回表彰していた時期を 2 月に統一することにより、各種の事務手続を一本化したいと考える。なお、現在の表彰規則においては、表彰の期日について、11 月 3 日に行うと定めているので、今後この改正が必要となる。次に式典については、現在の取扱いと同様、全市一律での式典は実施をせずに、各学校園において実施をしていきたいと考える。

一方で表彰状と記念品は、これまで学校園の管理職や教職員が市役所本庁舎まで来庁し、受渡しを行ってきたが、この受渡しを廃止し、学校園への通送便を活用して、直接送付することとしたい。なお、毎年有益な調査研究や人命救助等の善行、また、国際レベルでの上位

入賞など、特に顕著な成績を収めた者に対しては、教育長より直接表彰状の授与を行うこととして、さらにとりわけ顕著な成績を収めた者については、市長から授与を行うこととして、それらの様子についてホームページへ掲載するといったような、新たな取組を行いたいと考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【巽委員】 年に2回していたものを一本化することと、コロナ禍で令和2年以降式典を実施していなかったということで、3年ですかね、コロナ禍で。

【上原教務部長】 はい。3年です。

【巽委員】 その間、現場の教職員から式典を希望する声はありましたか。コロナで絶対できない時期はあったと思うのですけれど。

【中野下教職員人事担当課長】 何人かの校長に確認いたしましたが、現場の校長からは、ほとんど児童生徒の表彰対象が学校教育活動と違う、いわゆる習い事のほうが多いので、式典を実施してほしいというような声は特に聞いておりません。また、一方で、一部の校長からは、習い事で優秀な成績を収めていることを、全校集会の場で他の子どもたちに知つてもらうことで、自分も頑張ろうという気持ちにつなげるなど、良い感じでやっているという声も聞いています。

【巽委員】 本当に共感できます。もう一つは、やっぱり事務負担が減るというのもすごく大きいです。私も2回ぐらい、表彰式に参加させていただいたのですけれど、やはり休日にも関わらず引率の教員の方が一緒に来られていて、半日ぐらいはかかりますよね。

【上原教務部長】 そうです。

【巽委員】 なかなか代休というのが取れないと思いますので、こういうのも働き方改革というか、改革の一つにもなってくるのかなと。あとはさっきおっしゃったように、学外での活動で、民間のクラブなどできている方が多いと思いますので、色々なところで表彰もされていますので、やっぱり学校でみんなにとか、いつもお世話になっている先生方の前

で表彰されるというのも一つの励みにもなるのかなと思って、私は大賛成です。

【多田教育長】 いろいろな行事ですとか、今までずっと続けてきたような催しも含めて、縮小するということであれば、その趣旨に対する保護者、地域の方々の理解というのが、本当に大事だと私はずっと思っています。今日はこういった方向性で皆様方にご確認をいたしましたので、今後の取扱いにつきましては、そこをしっかりと丁寧に進めていけたらと思います。

協議題第14号「『識字・日本語教育基本方針』について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回、5月26日の教育委員会会議でも協議をいただいたところであるが、本日は、この間いただいた意見、また、社会教育委員、識字・日本語教育に係る有識者の方や、区長をはじめ府内の各関係部署からも意見をいただき、その点を踏まえて文章化したところである。その内容について説明させていただきたい。

骨子案に係る主な修正点について、まず第2章で識字・日本語教育を取り巻く現状について記載しているところであるが、国の動向に関わって、5月26日に、「日本語教育機関認定法」が制定されており、この間平井委員より意見をいただいている、日本語教師の資格の問題等も含まれているので、その点について追加をしたところである。第3章「3 施策の対象」については、前回、施策の対象とそれに対応する施策ということで表を見ながら議論したところであるので、それを踏まえて文章化している。第4章「施策の方向性と推進体制」については、素案を作成する作業の中で、めざすべき姿と施策の方向性との関連を分かりやすくするなど内容を整理し、順番を入れ替えるとともに、各タイトルについては、より適切な言葉に修正をしている。

第1章については、基本方針の策定にあたって、1でその目的、2でその位置づけについて記載をしているが、国においては平成30年の入管法改正による新たな在留資格（「特定技能」）の創設と、日本語教育推進法並びに教育機会確保法の公布・施行があり、本市において

ては、多文化共生指針と生涯学習大阪計画、大阪市識字施策推進指針、これらを踏まえて、本市における今後の識字・日本語教育のめざすべき姿と、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示すことを目的として策定する。

第2章では、識字・日本語教育を取り巻く現状として、まず国の動向について記載をしている。直近の国の動向として、先ほど申し上げた「日本語教育機関認定法」の制定について記載をしたところであるが、さらに先週金曜日に、「特定技能第2号」の受入れ分野の拡大の閣議決定があったところで、本日段階では修正が間に合っていないが、これについても、今後追記したいと考える。「大阪市の行政の動向」であるが、「大阪市多文化共生指針」に触れた後、「本市識字・日本語教育政策の経過」について記載をし、生涯学習大阪計画の関連する理念について記載をしている。なお、この間示していた学習機会の現状の図について、簡潔に表したもの添付している。なお、前回栗林委員より指摘もあったが、本文中に、全体の学習者の数として約2,000人ということも概数で記載をしている。「大阪市における状況」においては、本市の外国人住民の動向について、住民基本台帳からの外国人人口データに触れた後、市民局が実施した外国人住民アンケートの結果から、日本語学習に関連する部分をデータも入れて記載をしている。続いて、教育委員会事務局生涯学習担当で令和3年度に実施した「識字・日本語教育体制に関する実態・ニーズ調査」の調査結果から、特徴的な部分を記載している。また、義務教育未修了者の状況を令和2年度の国勢調査から記載し、それに関連して、潜在的な学習者という意味合いで、不登校の状況にも簡単に触れている。続いて、本市中学校夜間学級における外国籍の生徒の状況について記載をしている。この章の最後では、これらを踏まえた課題について簡単にまとめているところである。

第3章では、基本方針の考え方として、「目標」についてはこれまで説明したとおり、1つ目には、学習者自身が言葉を学ぶことで日常生活を円滑に営むとともに、自己肯定感を高め、地域や社会との関わりを深めることができること、2つ目として、学習者に限らず、関わる人々が識字・日本語学習の場で得た学びや気づきを、地域や社会に発信・共有することにより、多様な文化や価値観に対する理解を深め、豊かな共生社会の実現に資すること、の

2つを挙げている。「めざすべき姿」についても、これまでの説明どおり3点あげており、「①セーフティネットとしての言語習得機会の保障」「②自己実現の場、社会参画のきっかけの場としての識字・日本語学習」、「③多様な価値観や文化が尊重される共生社会」について記載をしている。施策の対象については、前回見ていただいた施策の対象とそれに対応する施策の考え方を示した表を基に文章化し、対象を「読み書きや日本語の会話が原因で、日常的な生活を営むことに困難さを感じている方」と定義して、さらに今後増加が予想される、企業等で働く外国人、高度外国人材や留学生、外国につながる児童生徒、青少年等について個別に記載をしているところである。特に、本市立小・中学校に在籍する児童生徒への日本語指導について、令和2年度から取組を進めているところであり、本基本方針では対象外としているが、関連が深いところであり、平井委員のほうからも指摘をいただいていることから、その内容について参考として記載したところである。

第4章、施策の方向性と推進体制については、冒頭説明した変更を踏まえ、基本的な方向性の全体構成は、このページに記載のとおりになっている。方向性1は「識字・日本語学習機会の場の充実」ということで、「①入門・基礎レベルの日本語学習機会の充実」として、初めて日本語を学ぶ方の学習は、専門性を持った日本語教師などの指導によって一定の時間数、集中的に行われる必要があることや、来日外国人の増加に対応した日本語学習機会の充実を図ること、また、国際交流センターや日本語学校との連携などを通して、専門的な日本語教育ノウハウを活用した学習環境を整備することなどを記載している。「②交流をとおした識字・日本語学習機会の充実」では、入門・基礎レベルの学習を経て、さらに学び続けたいと考える方々や、様々な理由により、義務教育の場を得られなかつた方などが継続的に参加できる学習機会が必要であり、識字・日本語教室を、交流を通して学ぶ成人基礎教育の場として位置づけ、学習機会の充実を図るとしている。「③多様な学習ニーズに対応した日本語学習環境の整備」では、学習機会の量的な拡大のみならず、参加しやすい時間帯や場所の検討、あるいはオンラインの導入等の条件整備など、多様な属性や生活状況を持つ方々のニーズに対応した学習環境の整備を掲げている。多様なニーズについては、企業等で働く外国

人従業員、家族帯同等による保護者、そして、前回森末委員から指摘のあった、子どもや若い世代について言及している。「④識字・日本語学習機会に関する情報発信・情報提供の強化」では、学習機会に関する情報が必要とする方にしっかりと届くような手法について検討することとしており、特に民間の支援団体や外国人コミュニティ等を通じて情報提供に努めることとしている。方向性2は、「識字・日本語教育の充実に向けた人材養成と教室運営支援」として、「①識字・日本語教育を担う人材の確保、養成」として、専門性を持った人材について、日本語教育機関や日本語教師養成機関などとの連携協力、また、資格を持つボランティアの活用等により確保することとしている。日本語教師の確保や質の課題については、この間、平井委員より指摘をいただいているところであるが、人材養成や確保にあたっての国と地方の役割分担等がまだ明確になっていないことなどについて、指定都市市長会議としても、「外国人政策」についての国への要望の中で触れているところであり、国や他の自治体の状況も注視しながら、情報収集してまいりたいと考える。続いて、交流を通して学ぶ教室のボランティアの養成について、活動を希望する人と教室のマッチングを図ることについて記載し、国際交流センターのボランティアとの交流等についても記載をしている。また、ボランティアの確保に向け、大学生や日本語教師の資格取得の勉強中の方々など、新たな層への働きかけについても記載をしている。さらに、交流を通して学ぶ地域の識字・日本語教室については、運営の要となるコーディネーターの役割が重要であることから、研修機会の提供などについても記載した。「②識字・日本語教室の円滑な運営に向けた支援」として、持続的、安定的な教室運営が行われるよう、教材や学習内容の情報共有の機会の提供、また、学習場所の確保に取り組むこと、国際交流センターと地域識字・日本語教室との連携強化を行うこと、また、人権の視点の共有のための研修等の実施や、ボランティアのスキルアップにつながる研修機会の情報提供等について記述をしている。方向性3「識字・日本語学習から広がる共生社会づくり」については、目標の2つ目やめざすべき姿の②、③を意識しながら記載をしている。「①学習者の生活支援、生活相談との接続」では、学習者の方々の様々な困り事について、福祉など専門的な機関への接続について、「②識字・日本語教室をきっ

かけとした参加者の学びや気づき」では、学習者のみならず、学習支援者の方々も含めて識字・日本語教室が学びや気づきの場となり、社会参加のきっかけとなるような仕組みづくりについて、「③豊かな共生社会につながる仕組みづくり」では、それをさらに広げて、識字・日本語教室の活動を通じて培われた人権尊重や多文化共生といった視点を広く発信し、地域や社会に広げることについて、生涯学習ルーム事業の一環として、今も実施している地域識字・日本語交流教室の例も挙げながら記載をしている。方向性4「識字・日本語教育の推進に向けた体制の整備」では、「①識字・日本語教育の推進に向けた本市体制の構築」として、本市内部における政策推進体制について、「②識字・日本語教育に関連する多様な主体との連携」では、国や、OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会の方向性を踏まえながら取組を進めることに加え、民間の日本語学校等や支援団体、NPOとの連携についても記載をした。

「施策の推進体制並びに進捗管理」については、市内部の多文化共生施策推進本部会議の下に部会を設置して取組を進めるとともに、進捗管理を行うことについて記載をしている。

本日いただいた意見を踏まえ、修正をしたいと考える。また、同時並行で引き続き有識者の方々からも意見を伺っているので、その点も含めて修正したものを次回お示しし、ご議決いただけたら、パブリックコメントを実施していきたいというふうに考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 日本語、識字教育で考えた場合、日本語教員の資格は取得しやすくなると聞いており、人手不足は一定、改善されることが期待できる一方で、それ以上に海外ルーツの児童・生徒が増えていく可能性があります。当然、日本語教員の待遇改善も含め財源確保の問題も出てきます。首都圏の湾岸エリアほどではないにしても事例がある他の自治体と連携してより多くの情報を収集する必要があるように思います。アジアの大学を見ると、日本語学科をつくることが増えてきていますから、海外から人を呼び込む、また、オンライン授業を積極的に導入するなども考えられます。児童生徒の目線に立ったとき、現段階では基

礎日本語が中心になっていますが、今後、日本に長く暮らし、子どもは日本の大学を卒業させようと考える保護者も増える可能性があることから識字にとどまらず、本市独自の個別最適化された学びを構築しておく必要があると思います。全体的にはよく練られたものだと思いますので、今後は 2030 年、40 年を視野に入れた事業計画が不可欠ではないでしょうか。

【栗林委員】 平井委員の指摘のように、非常に詳細な説明をいただいて、計画を立てていただいているので、その段階を追ってやっていけたら、相当外国から入ってくる子どもたちのレベルも上がるだろうなとは感じました。前回も決して悪くはなかったですけれど、指摘を踏まえて取り組んでいただいたというのはよく分かる説明で、ありがたかったです。ただ、これから教育ということを考えた場合に、識字教育というのは、平井委員ご指摘のとおり、文部科学省は官僚さんですから、子どもたちを直接相手にしているわけでは必ずしもないですよね。それで、子どもたちのことを文部科学省でやってくださいと言つたら、それは言い訳になるわけですよね。ただ、外国との連携であるとか、海外ルーツの子どもたちの扱い方であるとか、そういうことについては、非常にたけている側面があると思います。そういうことでうまく力を合わせて、過去にも同じようなことがあり、あるときは奈良が主導で頑張っていたと思えば、今度は九州のほうで頑張って人を受け入れるというようなことで、お互いが刺激し合って、力をつけてきたという側面がありますけれども、識字教育というのは、それは必要だけれども、それだけでいいのかなということで、私はいつも強く感じているのです。それはどういうことかというと、外国から入ってくる人たち、ほとんどがアジア人ですね。インドネシアが最近非常に多くなっている。ベトナムも多いです。そういう人たちの持てる力を、お互いにその与え合うというような、そうした視点も必要なのではないかなと思います。識字、識字というと、何か教えてやるみたいな言い方に聞こえます。教えてあげるのだけれども、教えてあげて、日本でも有意義なものを会得してもらうというような、そういう側面もあっていいのではないかなと感じているところなのです。

【飯田生涯学習部長】 ただいまの、一方的に学習支援者が教えるというだけではなく

て、相互に刺激し合ってというか、学習者からもいただく部分もありながらというか、相互に支え合ってお互いに色々なものを提供し合いながら交流するという部分については、めざすべき姿の2、3の辺りや、方向性の3辺りで書いたつもりではございますので、絵に描いた餅にならないように取組を進めていけたらというふうに思っております。ありがとうございます。

【大竹委員】 前回も、やっぱりこれだけ政策が多岐にわたると、進捗管理が大事ということを申しましたが、前回から比べると、今回はっきり部会を設置ということで、責任主体が明確になって非常にありがたいなとは思います。その上で言いますと、やっぱり少子化の日本において、習熟度というところで、先ほど平井委員が言われたことと少し重複するのですけれども、どのレベルをめざしていくのかと、そういうところというのは、これから5年 10 年たってみると大分変わってくると思うので、ぜひそういった社会の要望というとおかしいですけれども、特に今、労働力の問題からしても、やっぱりお互いのコミュニケーションっていうのは大事になってくるので、そういったところもよく注意しながら、その教えるレベル、あるいは、その教える側のレベルですね、そういったものを、ぜひ適宜進捗管理をするような、こういった責任分担をはっきりしていただければありがたいと思います。

（5）多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員